

～広報・みずかわ～



国土交通省 岩手河川国道事務所

水沢出張所 (令和7年3月号)

奥州市水沢東大通り1-2-14

TEL : 0197-24-4173 FAX : 0197-22-8045

<http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/mizusawa/index.html>

『広報・みずかわ』は、水沢出張所管内(花巻市～奥州市)の北上川に関わる様々な取り組みや活動をお伝えしています。



『川の通信簿』を実施しました

全国の一級水系で河川空間の利用しやすさと、親しみやすさについて、市民の目による点検『川の通信簿』を5年に1度実施しています。

岩手河川国道事務所で管理している、北上川上流の河川公園等を評価する「川の通信簿」を実施した点検箇所13箇所のうち、水沢出張所が管理している花巻市(東雲橋)～奥州市(箱石橋)間の点検箇所は6箇所となっています。点検の結果を把握することによって、今後の河川管理に反映していくものとなります。点検の結果、水沢出張所で管理している6箇所は【★★★★星4つ】いただきました。今後も良好な河川空間を維持できるよう、みなさまのご協力をお願いいたします。

◆花巻水辺プラザ◆

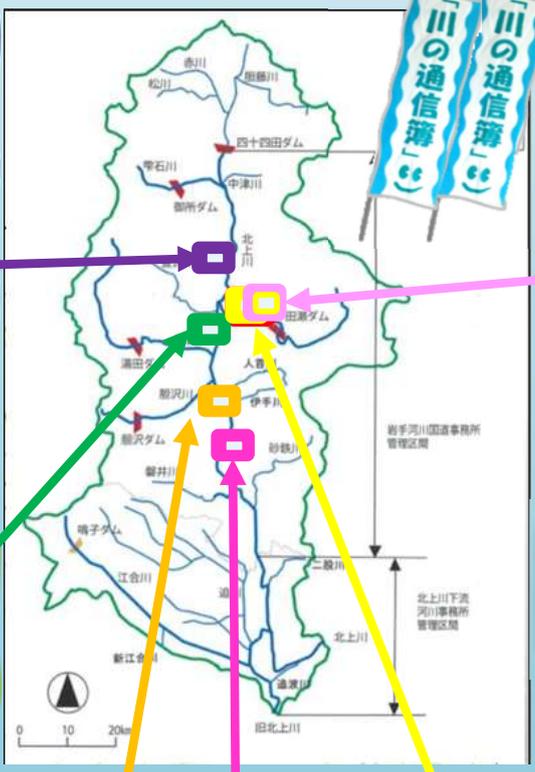
宮沢賢治が名付けた「イギリス海岸」があり、これを見ようとたくさんの観光客が訪れます。

◆北上水辺プラザ◆

展勝地の桜は圧巻です。四季折々の散歩に出かけてみませんか？

◆江刺・水辺の楽校◆

水遊びや水生生物調査など地域住民による水辺環境に係る活動が活発です。



◆水沢水辺プラザ◆

隣接する道の駅「みずさわ」の名物ゴマソフトクリームは絶品です。

◆東和水辺プラザ◆

成島地区は「泣き相撲」で有名な熊野神社や国指定重要文化財の毘沙門天があります。

◆東和水辺プラザ◆

町井地区の昆虫生態観察施設「カブト虫ふれあい童夢」は夏に多くの親子連れで賑わいます。夢の国です。

↓↓↓ click 川の通信簿 click ↓↓↓
 点検結果がご覧になれます

● ④水沢水辺プラザ	(北上川 右岸・藤橋 周辺)
● ⑤江刺・水辺の楽校	(北上川 左岸・桜木橋 上流)
● ⑥北上水辺プラザ・展勝地	(北上川 左岸・珊瑚橋 下流)
● ⑦花巻水辺プラザ・イギリス海岸	(北上川 右岸・朝日橋 上流)
● ⑧東和水辺プラザ・成島地区	(猿ヶ石川 左岸・毘沙門橋 上流)
● ⑨東和水辺プラザ・町井地区	(猿ヶ石川 左岸・東和大橋 下流)

河川敷で意届けの野焼きは 禁止されています



119番



110番



水沢出張所管内では、毎年堤防の植生（芝等）が一部損失する火事が多発しております。風向きや風量によっては炎が広がったり、火をつけたまま側を離れて燃え広がったりなど、いろいろな原因が考えられます。

河川管理施設（堤防や樋門樋管など・・・）や堤防に隣接する住宅へ燃え広がり大きな被害が生じる場合もありますので、河川敷地で野焼き（野外焼却）はしないでください。なお、芝が燃えてしまうと堤防が弱くなり、出水等で増水した場合に堤防が崩れやすくなって、決壊につながる恐れがあります。

水沢出張所でも、日々の巡視により監視していますが、野焼きをしているところを目撃したら、水沢出張所（☎ 0197-24-4173）へお知らせください。

※水沢出張所や消防に事前に届け出をすれば、一定の条件のもと野焼きが出来る場合もありますのでご不明な際は相談してください。



河川敷での野焼き痕

（過去の例1）河川敷には沢山の樹木等があり、燃え広がると大変なことになります



（過去の例2）少しの野焼きで、堤防一面に燃え広がりました

【野焼き】

河川法施行令
16条の4-1違反
（河川を損傷することを禁止）

6か月以下の懲役
又は 30万円以下
の罰金



ゴミは決められた場所へ



不法投棄とは、法令に違反した処分方法で廃棄物を投棄することです。水沢出張所管内では、河川敷地内の不法投棄が後をたちません。

先日、日々の巡視の際に家庭ゴミと思われるゴミが1カ所で23袋が発見されました。「誰も見ていない。バレない」などと思いませんか？

河川区域内での不法投棄は河川法等で禁止されていますので、罰則が課せられる場合があります。地域の方々にも迷惑がかかりますので、絶対にやめて下さい。

家庭ゴミは各自自治体の決められた集積所へ分別して出しましょう。

誰かが見えています！みなさまのご協力をお願いいたします。

【罰則規定】

- ・3か月以下の懲役または20万円以下の罰金（河川法）
- ・5年以下の懲役もしくは、1千万円以下の罰金、またはその両方（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

110番

